

東社労第80号
平成25年5月23日

支部長各位

東京都社会保険労務士会
会長 柏木弘文
(公印省略)

WM（窓口装置）による社会保険オンライン
情報の年金記録データ提供業務の継続について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会と日本年金機構との間で委託契約の締結により実施しておりますWM（窓口装置）による社会保険オンライン情報の年金記録データ提供業務を本年度におきましても継続して実施することとなりました。

つきましては、本会ホームページ及び会報7月号にて会員周知することとしておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(担当：業務課 坂口、須永)

WM（窓口装置）による年金記録データ提供の継続について

日本年金機構との契約に伴い、平成22年1月から「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する相談対応を実施してきましたが、本年度も引き続き、日本年金機構のWM(窓口装置)による年金記録データ提供を下記の要領で実施いたしますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 相談業務の概要

社会保険労務士のねんきん定期便相談センター（WM 活用）において、「ねんきん定期便」および「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」（以下「ねんきん定期便」等という）にかかる相談業務に関し、社会保険オンライン情報（年金記録データ）の照会・回答業務を行う。

2. 情報提供の範囲

社会保険オンラインシステムによる年金記録情報提供（資格記録関係）は、次の無料相談にかかるものとする。

- (1) 「確認書」（別紙）により、あらかじめ本会に登録した社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、「ねんきん定期便」等に関する相談を、その事務所において行う面談による相談業務
- (2) 本会の年金相談センターにおける、社会保険労務士による「ねんきん定期便」等に関する相談業務

3. 相談業務の実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4. 窓口装置（WM）の設置

本会の「ねんきん定期便相談センター」（FAX03-3260-7555）において、窓口装置（WM）を設置し、対応する。

5. 確認書等の提出

- (1) 「ねんきん定期便」等の相談を実施する社会保険労務士は、あらかじめ「確認書」（別紙）を作成し、「東京都社会保険労務士会ねんきん定期便相談センター」宛てFAX（03-3260-7555）により送信するものとする。
- (2) 「ねんきん定期便」等にかかる照会を行う場合は、「東京都社会保険労務士会ねんきん定期便相談センター」宛て、FAX（03-3260-7555）にて「ねんきん定期便等に係る年金相談受付票」（様式1）、「記録照会同意書」（様式2）、「委任状（代理人に委任）」（様式3）を送信してください。

6. 通信費等について

- (1) 通信費等の予算措置を行うこととしないので、ご了承ください。

確 認 書

甲と乙は、「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」等の相談に係る年金記録情報について、次のとおり確認する。

(登録)

乙は、甲に対し、「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」等に関する相談に必要な社会保険オンラインシステムにおける年金記録を照会し回答を受けて対応する「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する無料相談（以下「無料相談」という。）を実施することを、この「確認書」をもって登録する。

(年金記録情報の回答)

甲は、乙が実施する無料相談において相談者の同意がある場合に限り、乙からの電話等による記録照会に対し、年金記録情報を回答する。

(回答の条件)

甲は、乙からの照会に対し、次の全ての条件を満たしている場合に、年金記録情報を回答する。

- 一 「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する無料相談への対応であること。
- 二 相談者が本人又は本人の委任を受けた真正な代理人等であることを確認していること。
- 三 相談者の同意を事前に書面（「年金相談・手続受付票」）で得ていること。

(個人情報の取扱い等)

- 一 乙は、本業務において知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行うとともに、本業務以外の目的のために使用してはならない。また、本業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 二 前号の規定は、無料相談終了後も有効とする。
- 三 乙は、一号に定めるほか、本業務の実施に関し入手した情報について、滅失、き損又は漏えいしてはならない。また、本業務の実施に関して入手した情報の全部又は一部の複

写複製等を行ってはならない。

(相談実績等の報告)

乙は、記録照会を行った者の「年金相談・手続受付票」を月末までの1ヶ月分をまとめ、甲に提出する。

(調査)

甲は、年金記録照会及び回答の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し、本業務の状況に関し報告を求め、又は、乙の事務所又はその他の施設に立ち入り、本業務の状況もしくは書類その他の物件を検査し、もしくは、関係者に質問することができる。

(確認書の遵守)

甲及び乙は、この確認書を遵守しなければならない。

平成25年 月 日

甲 東京都新宿区新小川町8-9
東京都社会保険労務士会
会 長 _____

乙 (住所)
(社会保険労務士) _____

ねんきん定期便等に係る年金相談受付票 (データ提供依頼書)

受付 平成 年 月 日	相談区分	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 被保険者	
フリガナ	旧姓	性別	生年月日
氏名		男・女	明・大・昭 : : : :
住所 〒	TEL		()
基礎年金番号等	基礎年金番号 (年金コード)		
	基礎年金番号以外の年金手帳番号で、窓口装置によるデータ記録が必要なもの。(○印)		
	年金手帳番号		(厚年・国年・船保)
	年金手帳番号		(厚年・国年・船保)
	年金手帳番号		(厚年・国年・船保)
相談内容等	<input type="checkbox"/> 本人, <input type="checkbox"/> 本人以外 1. ねんきん定期便の趣旨・目的及び見方について 2. 「ねんきん定期便」に記載されている以外の年金加入期間の確認について 3. その他 ()		
	上記の者に係る年金手帳番号 (○印) に基づく年金記録の提供を依頼します。 ※添付資料 ①記録照会同意書 (様式 2) ②委任状 (代理人の場合) (様式 3)		
データ提供依頼内容	1. 国民年金納付記録 (各月展開) の送付 2. 厚生年金保険被保険者記録 (標準報酬等の記録) の送付		

〔相談担当者記載〕

事務所名称 _____

所在地 _____

社会保険労務士氏名 _____



〔東京都社会保険労務士会記載欄〕

登録番号 _____

FAX _____

受付月日	受付整理番号	窓口装置使用 (有・無)	
		担当者	管理者
/			
専用FAX		03-3260-7555	

平成 年 月 日

記録照会同意書

東京都社会保険労務士会
会長 殿

事務所名称
登録番号
社会保険労務士氏名

印

記

私は、ねんきん定期便等に係る年金記録の確認に関する調査について、上記の者及び東京都社会保険労務士会による社会保険オンラインシステムを活用した年金加入記録の確認に同意いたします。

平成 年 月 日

相談者住所

氏 名

印

委任状

代理人（委任をされる方）

フリガナ		本人との 関 係	
氏 名			
住 所	〒 - 電話 () -		

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

ご本人（委任をする方）										平成	年	月	日	
基礎年金 番号					-					年金コード (受給者の方のみ)				
フリガナ										生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
氏 名	(旧姓) (印)													
住 所	〒 - 電話 () -													
委任する 内容	(委任する事項を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。) 1. 年金の加入期間について													



東社勞第79号
平成25年5月23日

統括支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 柏木弘文
(公印省略)

WM（窓口装置）による社会保険オンライン
情報の年金記録データ提供業務の継続について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会と日本年金機構との間で委託契約の締結により実施しておりますWM（窓口装置）による社会保険オンライン情報の年金記録データ提供業務を本年度におきましても継続して実施することとなりました。

つきましては、貴統括支部所属支部長宛て、別添（写）により、同業務の継続実施について連絡いたしましたので、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

（担当：業務課 坂口、須永）